

山形県みどりの食料システム基本計画（素案）について

1 計画作成の趣旨

令和4年7月に施行された「みどりの食料システム法」に基づき、農林漁業者の環境への負荷の低減を図るための取組み（環境負荷低減事業活動）等の促進を図ることを目的として、本県における環境負荷の低減に関する目標や環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容等の事項を定めた計画を、県及び市町村が共同で作成するもの。

2 計画に定める主な事項

(1) 計画期間

令和4年度～8年度

(2) 計画の目標

- | | | | |
|---------------|---------------|---|---------------|
| ① 特別栽培農産物認証面積 | 14,626ha (R3) | → | 16,836ha (R6) |
| ② 有機農業の取組面積 | 609ha (R3) | → | 1,050ha (R6) |
| ③ 有機認証取得農家数 | 118戸 (R3) | → | 200戸 (R6) |
| ④ 国際水準GAP認証件数 | 39件 (R3) | → | 50件 (R6) |

(3) 環境負荷低減事業活動

- ① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組みを一体的に行う事業活動
(有機農業・特別栽培・GAPの取組み 等)
- ② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
(再生可能エネルギーの導入等、農林業機械・漁船の省エネルギー化等、水稻栽培におけるメタン発生抑制の取組み等、施設園芸における化石燃料の使用削減、温室効果ガス排出の少ない家畜排泄物管理への転換 等)
- ③ その他の環境負荷の低減を図る事業活動
(バイオ炭など土壌への炭素貯留に資する土壌改良資材の施用、プラスチック資材の排出抑制に資する生産方式 等)

(4) 特定区域（地域のモデルになり得る先進的な取組みが行われる区域）の設定

1 地区（西川町入間地区における木質バイオマス発電所を活用した次世代型園芸施設の取組み） ※このほか、特定区域の設定について市町村の意向を確認中

3 計画等に基づく事業者の支援措置

農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた計画に従って設備等を導入する場合、税制や融資に関する特例等が措置される。

4 今後の予定

- | | | |
|-----|----|---------------------------|
| 12月 | 中旬 | 市町村・関係団体の意見等を踏まえた基本計画案の完成 |
| 12月 | 下旬 | 基本計画案のパブリックコメントの実施 |
| 1月 | 中旬 | 国への基本計画案の同意付協議の実施 |
| 1月 | 下旬 | 基本計画の決定 |